

京 都 大 学 授 業 料 、 入 学 料 免 除 等 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前略) (授業料の免除)</p>	<p>(授業料の免除)</p>
<p>第2条 次の各号に掲げる特別の事由のある者については、願い出により、第1号に掲げる場合にあつては当該期分の授業料の全額又は半額を、第2号及び第3号に掲げる場合にあつては当該事由発生の日の属する期又はその翌期分の授業料の全額又は半額を、それぞれ免除することがある。</p>	<p>第2条</p>
<p>(1) 経済的理由によつて授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合</p>	<p>(1)</p>
<p>(2) 授業料の納付期限前6月以内(入学した日の属する期分の授業料の免除の場合は、入学前1年以内)において、その者の学資を主として負担する者(以下「学資負担者」という。)が死亡し、又はその者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納付が著しく困難と認められる場合</p>	<p>(2)</p>
<p>(3) 前号に準ずる場合であつて、総長が相当と認める事由がある場合</p>	<p>(3)</p>
<p>2 次の各号に掲げる特別の事由のある者については、第1号から第3号までに掲げる場合にあつては未納の授業料の全額を、第4号に掲げる場合にあつては月割計算により退学の日属する月の翌月以降の授業料の全額を、それぞれ免除することがある。</p>	<p>2</p> <p>(同左)</p>
<p>(1) 死亡又は行方不明のため除籍された場合</p>	<p>(1)</p>
<p>(2) 通則第12条第4項に定めるもののうち、入学料全額の免除又は入学料の徴収猶予をされなかつた場合において、第8条第2項本文に定める期日までに収めるべき入学料を収めないことにより学生の身分を失つた場合</p>	<p>(2)</p>
<p>(3) 通則第25条第2号の規定により除籍され、通則第14条又は第41条の規定による再入学の願出期間を経過した場合</p>	<p>(3)</p>
<p>(4) 授業料の徴収猶予又は月割分納の期間中に退学した場合</p>	<p>(4)</p>
<p>3 休学する者については、月割計算により休学する日の属する月の翌月(休学する日が月の初日からのときは、その月)から復学の日属する月の前月までの授業料を免除する。ただし、休学する日が授業料の納付期限経過後であつて、授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されていない者の当該期の授業料については、この限りでない。</p>	<p>3</p>

改 正 前	改 正 後
<p>第2条の2 前条に規定するもののほか、経済的理由によつて授業料の納付が困難である者については、願い出により、通則第28条第1項及び第51条（第53条の15において準用する場合を含む。）に定める第2期の授業料の全額を免除することがある。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第2条の2 } (同 左)</p> <p>第2条の3 前2条に規定するもののほか、文部科学省が実施する国際化拠点整備事業に基づき開設される英語による授業のみで学位を取得できるコースを履修する外国人留学生のうち、学業優秀と認められる者については、願い出により、当該期分の授業料の全額を免除することがある。</p> <p>2 前項の規定による授業料の免除に関し必要な事項は、総長が別に定める。</p> <p>附 則 この規程は、平成23年3月28日から施行し、平成22年4月1日以降に入学した者から適用する。</p>